

京都府賃貸住宅供給促進計画の概要

令和 4 年 3 月
建設 交 通 部

基本事項

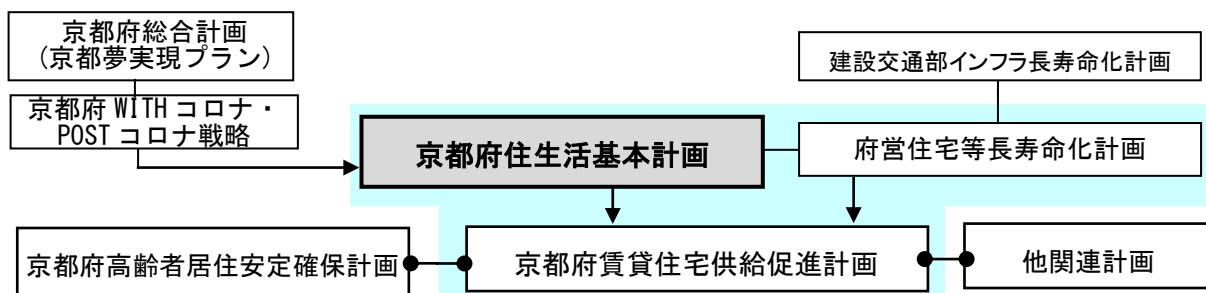
- ・ 京都府総合計画「京都夢実現プラン」（令和元年 10 月策定）において、20 年後の将来像に「人とコミュニティを大切にする共生の京都府」を位置づけ、誰もが生き生きと暮らし幸せを実感できる社会を目指して取り組み
- ・ また、京都府住生活基本計画（令和 3 年度から 12 年度）における目標のひとつである「重層的な住宅セーフティネットにより全ての人が安心して暮らせる住生活の実現」を促進するため、今回、新たに京都府賃貸住宅供給促進計画を策定

◆計画の背景

- 京都府における 75 歳以上の高齢者の人口割合は 2015（平成 27）年の 12.9%から、2025（令和 7）年には 19%になると推計
また 65 歳以上の高齢者単身世帯の割合は、2015（平成 27）年 34.3%だったのが、2025（令和 7）年には 37.5%、さらに 2035（令和 17）年には 41.5%となると推計。特に都市部において単身高齢者世帯と社会的孤立のリスクが上昇
- また高齢者、障害者、外国人、母子（父子）家庭などでは、賃貸住宅の入居に際して制限があるなどの住宅の確保を困難にする特別な事情が存在
- 公営住宅は主に住宅に困窮する低額所得者を対象として供給しているが、立地条件のいい団地では応募倍率が高いなど住宅確保要配慮者のニーズに十分対応できない一方で、府内では賃貸住宅の空き家が平成 30 年に 7 万 6 千戸あるなど賃貸住宅ストックの活用が必要

◆計画の位置づけ

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づく都道府県計画
- 京都府住生活基本計画（令和 4 年 3 月策定）やその他の関連施策とあわせて住宅セーフティネットの促進を図る



◆計画期間

- 策定から令和 12 年度（住生活基本計画と同期間とする）

◆計画の構成

- 第 1 章 基本事項
- 第 2 章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標と推進体制
- 第 3 章 賃貸住宅の供給の目標を達成するために必要な事項

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標と推進体制

◆住宅確保要配慮者の範囲

○法令に定める者のほか、供給促進計画に位置付けることにより地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者の追加が可

住宅確保要配慮者	法令規定	・低額所得者（月収15.8万円以下） ・被災者（災害から3年以内） ・高齢者 ・障害者 ・子どもを養育している者 ・外国人 ・中国残留邦人 ・児童虐待を受けた者 ・ハンセン病療養所入所者等 ・DV被害者 ・犯罪被害者等 ・北朝鮮拉致被害者等 ・更生保護対象者 ・生活困窮者
	供給促進計画で追加可	・新婚世帯 ・海外引揚者 ・原爆被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・LGBT ・U・I・Jターン転入者 ・要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
		・妊娠している者がいる世帯

[告示で例示]

◆賃貸住宅の供給の目標

○京都府住生活基本計画（計画期間：令和3年度から12年度）と整合を図り、公営住宅等の供給目標量及び住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅である「セーフティネット登録住宅」の供給目標量を定めます。

◆目標の推進体制（住宅セーフティネットと入居支援の全体像）

- ・重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築のためには、住宅市場全体での取り組みが必要
- ・適切な役割分担のもと公営住宅・公的賃貸住宅・民間賃貸住宅がそれぞれの役割を分担・補完
- ・住宅確保要配慮者に応じた様々な支援が必要なため、地方公共団体（住宅部局、福祉部局）、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人が連携して担う

